

大阪・関西万博と「大屋根」

2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)環境影響評価準備書に対する「意見書」をまとめている。10 月 23 日の博覧会協会「説明会」でも発言したが、会場計画に多くの問題点があり、とりわけ大屋根に問題を投げかけたい。

写真は環境影響評価準備書にも掲載されている完成予想図(会場イメージ)と会場配置図である。会場の真中にあるのが大屋根(リング)である。大屋根の上は展望歩廊で、ウォーターワールドで「海の広場」などを作り出すとしている。この大屋根に 350 億円という巨額の建設費がかかり、万博建設費の増額につながり、市民や議会、経済界から批判をあびた。



準備書の 6 ページに、「原則として建物は会期終了後に撤去される予定であり、比較的簡易な仮設構造とする計画である」としている。説明会などで大屋根も同様と考えてよいかと問うと、「そうだ」という回答であった。

半年間で撤去されるのに、350 億円もの建設費はあまりに巨額すぎるのではないか。

それと大屋根が「比較的簡易な仮設構造」とすると、安全面などが懸念される。大屋根にも関わり、万博「仮設建築物許可基準」等の制定が検討されている。10 月 18 日から意見募集されているが、その概要は次のようである。

建築基準法(以下「法」)第 85 条 5 項では、特定行政庁は、博覧会建築物その他のこれらに類する仮設建築物について安全上、防災上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1 年以内の期間を定めて許可できるとされ、この場合においては、容積率制限や防火規定などの法の一部が適用除外とされている。また 2018 年に同条に 6 項が新設され、1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物については、1 年を超えて許可することができるとされた。

大阪市では、これまで仮設建築物の許可については、建築敷地の周辺状況や建築する用途、規模等によって、個別に安全上などの支障の有無を判断している。今般、万博においては、一般市街地から離れた夢洲の限られた範囲の会場内であるという共通の敷地条件のもとで、類似の目的のパビリオン等が計画されるため、万博における仮設建築物に限定した許可基準などの制定を検討している。

この基準の定義(1)空地等に大屋根(リング)下の通路も挙げている。どうも気に入り、大阪市建築指導部宛てに意見を提出した。大屋根は万博会場の目玉とされ、大屋根の上を多くの人が回遊することも想定されている。大屋根の下だけでなく、上も基準の対象に入るのか。1 年以内に撤去されるのか、などについて問いただした。続報したい。

(2021 年 11 月 10 日)